

鈴鹿市告示第53号

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示

第1条 鈴鹿市補助金等交付要綱（平成29年鈴鹿市告示第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後						
別表第1（第2条関係）						
略						
産業振興部						
区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
75	略	略	略	略	略	略
76	新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金	農業の構造の転換を支援するため	農業者の組織する団体等であって別に定める要件を満たすもの	交付対象者が行う新基本計画実装・農業構造転換支援事業に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	農林水産課
77 ～ 80	略	略	略	略	略	略
略						

改正前

別表第1（第2条関係）

略

産業振興部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
75	略	略	略	略	略	略
76 ～ 79	略	略	略	略	略	略

略

第2条 鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後						
別表第1（第2条関係）						
危機管理部						
区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
2	津波避難施設整備事業補助金	災害時における市民の生命の安全と安心を確保するため	新設又は現存する民間施設の所有者等で、別に定める津波避難施設の要件を満たすための整備を行うもの	避難スペース及びその避難経路の整備に要する別に定める経費	別に定める基準額以内の額	防災危機管理課
略	略	略	略	略	略	略
7	略	略	略	略	略	略
8	防犯カメラ設置費補助金	犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の防犯活動を支援するため	別に定める要件を満たす自治会、地域づくり協議会、商店街振興組合その他市長が認める団体	防犯カメラの購入及び設置に要する経費	交付対象経費の2分の1の額（防犯カメラ1台につき限度額100千円）	交通防犯課
略						
地域振興部						
区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略

改正前

別表第1（第2条関係）

危機管理部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
2	津波避難施設整備事業補助金	災害時における市民の生命の安全と安心を確保するため	新設又は現存する民間施設の所有者で、別に定める津波避難施設の要件を満たすための整備を行うもの	避難スペース及びその避難経路の整備に要する別に定める経費	別に定める基準額以内の額	防災危機管理課
略	略	略	略	略	略	略
7	略	略	略	略	略	略

略

地域振興部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略

3	自治会集 会所建築 等補助金	地域住民の <u>福祉の向上</u> 及びコミュ ニティ活動 の推進を図 るため	自治会	集会所の建築 等に要する経 費	交付対象経 費の2分の 1の額（新 築又は購入 にあつては 限度額6,000 千円。新築 又は購入以 外にあつて は限度額 <u>500</u> 千円）	地域 協働 課
略	略	略	略	略	略	略

文化スポーツ部

区分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は 額	所管 課
略	略	略	略	略	略	略
13	略	略	略	略	略	略

3	自治会集 会所建築 等補助金	地域住民の <u>福祉向上及</u> <u>びコミュニ</u> <u>ティ活動の</u> <u>推進を図る</u> <u>ため</u>	自治会	集会所の建築 等に要する経 費	交付対象経 費の2分の 1の額（新 築又は購入 にあつては 限度額6,000 千円。新築 又は購入以 外にあつて は限度額1,0 00千円)	地域 協働 課
略	略	略	略	略	略	略

文化スポーツ部

区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は 額	所管 課
略	略	略	略	略	略	略
13	略	略	略	略	略	略
14	<u>ブロック</u> <u>別市民グ</u> <u>ラウンド</u> <u>・ゴルフ</u> <u>選手権大</u> <u>会開催補</u> <u>助金</u>	<u>グラウンド</u> <u>・ゴルフの</u> <u>普及及び振</u> <u>興を図ると</u> <u>ともに市民</u> <u>の健康の増</u> <u>進に寄与す</u> <u>るため</u>	<u>鈴鹿市グラウン</u> <u>ド・ゴルフ協会</u>	<u>交付対象者が</u> <u>行う大会の開</u> <u>催に要する経</u> <u>費</u>	<u>定額</u>	<u>スポ</u> <u>ーツ</u> <u>課</u>
15	<u>市民マレ</u> <u>ットゴル</u> <u>フ大会開</u> <u>催補助金</u>	<u>マレットゴ</u> <u>ルフの普及</u> <u>及び振興を</u> <u>図るととも</u>	<u>鈴鹿市マレットゴ</u> <u>ルフ協会</u>	<u>交付対象者が</u> <u>行う大会の開</u> <u>催に要する経</u> <u>費</u>	<u>定額</u>	<u>スポ</u> <u>ーツ</u> <u>課</u>

<u>14</u> ・ <u>15</u>	略	略	略	略	略	略
<u>16</u>	略	略	略	略	略	略

略

こども政策部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
19	特定教育・保育施設整備費補助金	施設環境及び児童福祉の向上を図るため	特定教育・保育施設を整備する社会福祉法人及び学校法人	施設の新設、大規模修繕、改築又は整備に要する経費	国の補助金の2分の1の額	こども育成課
略	略	略	略	略	略	略
26	略	略	略	略	略	略

		<u>に市民の健康の増進に寄与するため</u>				
<u>16</u> ・ <u>17</u>	略	略	略	略	略	略
<u>18</u>	<u>市民エコ・サイクリング大会開催補助金</u>	<u>サイクリングの普及及び振興を図るとともに市民の健康の増進に寄与するため</u>	<u>鈴鹿市サイクリング協会</u>	<u>交付対象者が行う大会の開催に要した経費</u>	<u>定額</u>	<u>スポーツ課</u>
<u>19</u>	略	略	略	略	略	略

略

こども政策部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
<u>19</u>	<u>特定教育・保育施設整備費補助金</u>	<u>施設環境及び児童福祉の向上を図るため</u>	<u>特定教育・保育施設を整備する社会福祉法人及び学校法人</u>	<u>施設の新設、大規模修繕、改造又は整備に要する経費</u>	<u>三重県の補助金の2分の1の額</u>	<u>こども育成課</u>
略	略	略	略	略	略	略
<u>26</u>	略	略	略	略	略	略
<u>27</u>	<u>物価高騰対策私立保育所等</u>	<u>原油価格・物価高騰の影響を受け</u>	<u>私立保育所等を設置する者</u>	<u>私立保育所等の運営に要する電気料金及</u>	<u>利用定員数に別に定める額を乗じ</u>	<u>こども育成課</u>

<u>27</u>	略	略	略	略	略	略
<u>28</u>	<u>私立保育所等祝日保育事業費補助金</u>	<u>私立保育所等における祝日保育事業の充実を図るため</u>	<u>祝日保育事業を実施する私立保育所等を設置する者</u>	<u>祝日保育事業を実施するために要する経費</u>	<u>交付対象経費（別に定める基準額以内の額）</u>	<u>こども育成課</u>
<u>29</u> ～ <u>35</u>	略	略	略	略	略	略

	<u>運営支援 給付金</u>	<u>ている私立 保育所等の 運営の安定 化を図るた め</u>		<u>びガス料金</u>	<u>た額</u>	
<u>28</u>	略	略	略	略	略	略
<u>29</u>	<u>私立保育 所等 I C T化推進 等事業費 補助金</u>	<u>乳児等通園 支援事業を 実施する私 立保育所等 における I C T化を推 進するため</u>	<u>乳児等通園支援事 業を実施する私立 保育所等を設置す る者</u>	<u>乳児等通園支 援事業を実施 するための I C T機器の導 入に要する経 費</u>	<u>交付対象経 費（別に定 める基準額 以内の額）</u>	<u>こど も育 成課</u>
<u>30</u>	<u>私立保育 所等給食 費支援給 付金</u>	<u>私立保育所 等を利用す る児童の保 護者の経済 的負担の軽 減を図るた め</u>	<u>私立保育所等を設 置する者</u>	<u>給食の提供に 要する経費</u>	<u>児童 1 人に つき月額300 円</u>	<u>こど も育 成課</u>
<u>31 ～ 37</u>	略	略	略	略	略	略
<u>38</u>	<u>出産・子 育て応援 給付金</u>	<u>妊婦及び子 育て家庭が 安心して出 産し、及び 子育てがで きる環境の</u>	<u>妊婦及び出生し た子どもを養育 する者</u>	<u>出産及び育児 に要する費用</u>	<u>妊婦及び出 生した子ど も 1 人につ き50千円</u>	<u>こど も保 健課</u>

<u>36</u> ・ <u>37</u>	略	略	略	略	略	略

健康福祉部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
31	略	略	略	略	略	略
<u>32</u>	病院群輪番制病院運営補助金	市の二次救急医療体制を整備するため	鈴鹿中央総合病院及び鈴鹿回生病院	病院群輪番制病院の運営に要する経費	<u>別に定める額</u>	地域医療推進課
<u>33</u> ～ <u>44</u>	略	略	略	略	略	略

		<u>整備を図るため</u>				
<u>39</u> ・ <u>40</u>	略	略	略	略	略	略

健康福祉部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
31	略	略	略	略	略	略
32	<u>三重県身体障害者福祉大会補助金</u>	<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び障害者施策に対する理解促進を図るため</u>	<u>公益社団法人三重県障害者団体連合会</u>	<u>三重県身体障害者福祉大会の開催に要する経費</u>	<u>交付対象経費（限度額100千円）</u>	<u>障がい福祉課</u>
33	病院群輪番制病院運営補助金	市の二次救急医療体制を整備するため	鈴鹿中央総合病院及び鈴鹿回生病院	病院群輪番制病院の運営に要する経費	<u>142,080円に診療日数を乗じて得た額</u>	地域医療推進課
<u>34</u> ～ <u>45</u>	略	略	略	略	略	略
<u>46</u>	<u>带状疱疹</u>	<u>予防接種の</u>	<u>市内に住所を有す</u>	<u>带状疱疹ワク</u>	<u>別に定める</u>	<u>地域</u>

45 ・ 46	略	略	略	略	略	略
47	略	略	略	略	略	略
48	<u>分娩取扱 施設運営 支援補助 金</u>	<u>分娩取扱施 設の経営の 安定化を図 り、分娩体 制を維持す るため</u>	<u>分娩取扱施設を設 置する者</u>	<u>分娩に係る事 務に要する経 費</u>	<u>交付対象経 費（別に定め る基準額以 内の額）</u>	<u>地域 医療 推進 課</u>
49	<u>若年がん 患者在宅 療養支援 助成金</u>	<u>若年のがん 患者の在宅 における療 養生活を支 援するため</u>	<u>市内に住所を有 する者のうち、 別に定める要件 を満たす者</u>	<u>介護保険法（ 平成9年法律 第123号）に規 定する居宅サ ービスの経費 のうち、別に 定める経費</u>	<u>別に定める 額</u>	<u>地域 医療 推進 課</u>

	<u>ワクチン 接種費助 成金</u>	<u>促進を図り 、市民の健 康増進に寄 与するため</u>	<u>る50歳以上の者で あって、令和6年 度中に带状疱疹ワ クチンを1回接種 したもの</u>	<u>チンの接種に 要する費用</u>	<u>額</u>	<u>医療 推進 課</u>
<u>47</u> ・ <u>48</u>	略	略	略	略	略	略
<u>49</u>	<u>物価高騰 対策医療 機関等運 営支援給 付金</u>	<u>原油価格・ 物価高騰の 影響を受け ている医療 機関等の運 営の安定化 を図るため</u>	<u>市内の病院、診療 所、助産所、薬局 、施術所及び歯科 技工所</u>	<u>医療機関等の 運営に要する 食材費、電気 料金、ガス料 金及び車両燃 料費</u>	<u>別に定める 額</u>	<u>地域 医療 推進 課</u>
<u>50</u>	略	略	略	略	略	略

50	ピロリ菌 除菌費用 助成金	ピロリ菌の 除菌治療の 促進を図り 、市民の健 康増進に寄 与するため	別に定める要件を 満たす者	ピロリ菌の除 菌治療に要す る費用	1人につき1 0,000円	地域 医療 推進 課
51	インフル エンザワ クチン接 種費助成 金	予防接種の 促進を図り 、市民の健 康増進に寄 与するため	市内に住所を有す る者で、満1歳か ら小学校就学の始 期に達するまでの もののうち、予防 接種を受けたもの の保護者	予防接種に要 する費用	1回につき 2,000円	地域 医療 推進 課

産業振興部

区分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は 額	所管 課
略	略	略	略	略	略	略
9	略	略	略	略	略	略
10	略	略	略	略	略	略
11	中小企業 指導育成	地域経済の 活性化を図	鈴鹿商工会議所	交付対象者が 実施する中小	定額	商業 振興

--	--	--	--	--	--	--

産業振興部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
9	略	略	略	略	略	略
10	物価高騰対策ものづくり企業等支援給付金	原油価格・物価高騰の影響を受けているものづくり企業等の経営の安定化を図るため	市内に事業所を有するものづくり企業等で別に定める要件を満たす者	企業経営に要する電気料金、ガス料金及び石油燃料費	別に定める額	産業政策課
11	略	略	略	略	略	略
12	中小企業指導育成	地域経済の活性化を図	鈴鹿商工会議所	交付対象者が実施する中小	定額	商業観光

	事業補助金	るため		企業指導育成事業に要する経費		課
12	商店街共同施設設置事業補助金	商店街の活性化を促進し、地域商業の健全な発展に寄与するため	商店街振興組合、鈴鹿市商業団体連合会に加盟する団体等	別に定める共同施設を新たに設置するために要する経費	交付対象経費の10分の4以内の額（別に定める限度額以内の額）	商業振興課
13	商店街等活性化促進事業補助金	商店街及び地域の活性化の促進を図るため	商店街振興組合、鈴鹿市商業団体連合会に加盟する団体等	交付対象者が実施する商店街等の活性化のための事業に要する経費	交付対象経費の2分の1の額（限度額250千円）	商業振興課
14	小規模事業者資金円滑化促進制度保証料、利子補給金	資金調達の円滑化を促進し、小規模事業者の育成を図るため	市内に主たる事業所又は営業所を有する小規模事業者	三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた設備資金及び運転資金に係る保証料及び設備資金に係る借入金利子	設備資金保証料の額（別に定める限度額以内の額）及び貸付利率のうち年1.0%以内の額（融資に係る利子の最初の支払日から起算した5年分を限度とする。）並びに	商業振興課

	事業補助金	るため		企業指導育成事業に要する経費		政策課
13	商店街共同施設設置事業補助金	商店街の活性化を促進し、地域商業の健全な発展に寄与するため	商店街振興組合、鈴鹿市商業団体連合会に加盟する団体等	別に定める共同施設を新たに設置するために要する経費	交付対象経費の10分の4以内の額（別に定める限度額以内の額）	商業観光政策課
14	商店街等活性化促進事業補助金	商店街及び地域の活性化の促進を図るため	商店街振興組合、鈴鹿市商業団体連合会に加盟する団体等	交付対象者が実施する商店街等の活性化のための事業に要する経費	交付対象経費の2分の1の額（限度額250千円）	商業観光政策課
15	小規模事業者資金円滑化促進制度保証料、利子補給金	資金調達の円滑化を促進し、小規模事業者の育成を図るため	市内に主たる事業所又は営業所を有する小規模事業者	三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた設備資金及び運転資金に係る保証料及び設備資金に係る借入金利子	設備資金保証料の額（別に定める限度額以内の額）及び貸付利率のうち年1.0%以内の額（融資に係る利子の最初の支払日から起算した5年分を限度とする。）並びに	商業観光政策課

					運転資金保証料の額（別に定める限度額以内の額）	
15	小規模事業者振興資金利子補給金	資金調達の円滑化及び経営基盤の安定化を促進し、小規模事業者の育成及び振興を図るため	市内に主たる事業所又は営業所を有する小規模事業者	株式会社日本政策金融公庫が行う貸付けによる資金のうち別に定めるもの	年1.0%（別に定める場合においては、借入利率又は実質借入利率、融資に係る利子の最初の支払日から起算した5年分を限度とする。）	商業振興課
16	創業・再挑戦アシスト資金保証料補給金	創業時の資金調達の負担を軽減し創業者の育成及び振興を図るため	主たる事業所又は営業所を市内に有し、又は設置しようとする事業者	三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた設備資金及び運転資金に係る保証料	設備資金及び運転資金保証料の額（別に定める限度額以内の額）	商業振興課
17	新企業育成貸付資金利子補給金	創業時の資金調達の負担を軽減し創業者の育	主たる事業所又は営業所を市内に有する事業者であり、創業前及び創業	株式会社日本政策金融公庫が行う貸付けによる資金の	年1.0%（別に定める場合においては、借入利	商業振興課

					運転資金保証料の額（別に定める限度額以内の額）	
16	小規模事業者振興資金利子補給金	資金調達の円滑化及び経営基盤の安定化を促進し、小規模事業者の育成及び振興を図るため	市内に主たる事業所又は営業所を有する小規模事業者	株式会社日本政策金融公庫が行う貸付けによる資金のうち別に定めるもの	年1.0%（別に定める場合においては、借入利率又は実質借入利率、融資に係る利子の最初の支払日から起算した5年分を限度とする。）	商業 観光 政策 課
17	創業・再挑戦アシスト資金保証料補給金	創業時の資金調達の負担を軽減し創業者の育成及び振興を図るため	主たる事業所又は営業所を市内に有し、又は設置しようとする事業者	三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた設備資金及び運転資金に係る保証料	設備資金及び運転資金保証料の額（別に定める限度額以内の額）	商業 観光 政策 課
18	新企業育成貸付資金利子補給金	創業時の資金調達の負担を軽減し創業者の育	主たる事業所又は営業所を市内に有する事業者であり、創業前及び創業	株式会社日本政策金融公庫が行う貸付けによる資金の	年1.0%（別に定める場合においては、借入利	商業 観光 政策 課

		成及び振興を図るため	後1年以内に対象資金の融資を受けた事業者	うち別に定めるもの	率又は実質借入利率、融資に係る利子の最初の支払日から起算した2年分を限度とする。)	
18	鈴鹿市物産協会補助金	市内特産品の販路拡大、顧客確保等を図るため	鈴鹿市物産協会	交付対象者の事業運営に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	商業振興課
19	伊勢形紙協同組合振興事業補助金	伊勢型紙産業の振興及び育成を図るため	伊勢形紙協同組合	伊勢型紙の振興及び育成事業に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	商業振興課
20	伊勢型紙彫型画展補助金	伊勢型紙産業の振興及び育成を図るため	彫型画会	伊勢型紙彫型画展の開催に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	商業振興課
21	鈴鹿墨本舗振興事業補助金	鈴鹿墨産業の振興及び育成を図るため	鈴鹿墨本舗	鈴鹿墨の振興及び育成事業に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	商業振興課
22	創業促進補助金	創業時の経営基盤の安定化を図る	市内において創業する者のうち、別に定める要件を満たす	別に定める創業に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	商業振興課

		成及び振興を図るため	後1年以内に対象資金の融資を受けた事業者	うち別に定めるもの	率又は実質借入利率、融資に係る利子の最初の支払日から起算した2年分を限度とする。)	
19	鈴鹿市物産協会補助金	市内特産品の販路拡大、顧客確保等を図るため	鈴鹿市物産協会	交付対象者の事業運営に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	商業 観光 政策 課
20	伊勢形紙協同組合振興事業補助金	伊勢型紙産業の振興及び育成を図るため	伊勢形紙協同組合	伊勢型紙の振興及び育成事業に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	商業 観光 政策 課
21	伊勢型紙彫型画展補助金	伊勢型紙産業の振興及び育成を図るため	彫型画会	伊勢型紙彫型画展の開催に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	商業 観光 政策 課
22	鈴鹿墨本舗振興事業補助金	鈴鹿墨産業の振興及び育成を図るため	鈴鹿墨本舗	鈴鹿墨の振興及び育成事業に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	商業 観光 政策 課

		<u>とともに市 内における 創業を促進 するため</u>	<u>たす者</u>		<u>(限度額300 千円)</u>	
23	鈴鹿市観光協会運営補助金	集客交流産業を推進するため	鈴鹿市観光協会	鈴鹿市観光協会の運営に要する経費	定額	観光 ・モ ータ ース ポー ツ局
24	市民祭開催支援補助金	観光及び地域経済の振興を図るため	市民祭を主催する実行委員会	市民祭の実施に直接要する経費	別に定める額	観光 ・モ ータ ース ポー ツ局
25	鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会補助金	モータースポーツ及び地域経済の振興を図るため	鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会	交付対象者が行う交通円滑化施策事業や各種おもてなし事業に要する経費	定額	観光 ・モ ータ ース ポー ツ局
26	全日本学生ジムカーナ選手権大会開催補助金	モータースポーツ及び地域経済の振興を図るため	全日本学生自動車連盟	全日本学生ジムカーナ選手権大会の開催に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	観光 ・モ ータ ース ポー ツ局
27	鈴鹿モーター	モータース	NPO法人鈴鹿モ	モータースポ	交付対象経	観光

23	鈴鹿市観光協会運営補助金	集客交流産業を推進するため	鈴鹿市観光協会	鈴鹿市観光協会の運営に要する経費	定額	商業 観光 政策 課
24	市民祭開催支援補助金	観光及び地域経済の振興を図るため	市民祭を主催する実行委員会	市民祭の実施に直接要する経費	別に定める額	商業 観光 政策 課
25	鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会補助金	モータースポーツ及び地域経済の振興を図るため	鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会	交付対象者が行う交通円滑化施策事業や各種おもてなし事業に要する経費	定額	商業 観光 政策 課
26	全日本学生ジムカーナ選手権大会開催補助金	モータースポーツ及び地域経済の振興を図るため	全日本学生自動車連盟	全日本学生ジムカーナ選手権大会の開催に要する経費	交付対象経費の2分の1以内の額	商業 観光 政策 課
27	鈴鹿モーター	モータース	NPO法人鈴鹿モ	モータースポ	交付対象経	商業

	タースポ ーツ友の 会事業補 助金	ポーツ及び 地域経済の 振興を図る ため	タースポーツ友 の会	ーツの普及及 び理解を促進 する事業に要 する経費	費の2分の 1以内の額	・モ ータ ース ポー ツ局
28 ～ 79	略	略	略	略	略	略

都市整備部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
1	伊勢鉄道 中瀬古駅 公衆便所 管理費補 助金	市民等の利 便性の確保 及び公共交 通機関の利 用促進等を 図るため	伊勢鉄道株式会社	駅舎建物保守 管理費のうち 別に定める経 費	交付対象経 費の2分の 1の額	都市 計画 課
略	略	略	略	略	略	略
3	木造住宅 耐震補強 計画事業 補助金	災害時にお ける市民の 安全と安心 を確保する	<u>別に定める要件 を満たす住宅の 所有者</u>	耐震補強計画 に要する経費	一般診断法 にあつては 限度額180千 円、精密診	建築 指導 課

	タースポ ーツ友の 会事業補 助金	ポーツ及び 地域経済の 振興を図る ため	一タースポーツ友 の会	ーツの普及及 び理解を促進 する事業に要 する経費	費の2分の 1以内の額	観光 政策 課
28	創業促進 補助金	創業時の経 営基盤の安 定化を図る とともに市 内における 創業を促進 するため	市内において創業 する者のうち、別 に定める要件を満 たす者	別に定める創 業に要する経 費	交付対象経 費の2分の 1以内の額 (限度額300 千円)	商業 観光 政策 課
29 ～ 80	略	略	略	略	略	略

都市整備部

区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は 額	所管 課
1	伊勢鉄道 株中瀬古 駅公衆便 所管理費 補助金	市民等の利 便性の確保 及び公共交 通機関の利 用促進等を 図るため	伊勢鉄道株式会社	駅舎建物保守 管理費のうち 別に定める経 費	交付対象経 費の2分の 1の額	都市 計画 課
略	略	略	略	略	略	略
3	木造住宅 耐震補強 計画事業 補助金	災害時にお ける市民の 安全と安心 を確保する	耐震診断による総 合評点が0.7未満 と診断された別に 定める要件を満た	耐震補強計画 に要する経費	一般診断法 にあつては 限度額180千 円、精密診	建築 指導 課

		ため			断法にあつては限度額 340千円	
4	木造住宅耐震補強工事等事業補助金	災害時における市民の安全と安心を確保するため	<u>別に定める要件を満たす住宅の所有者</u>	耐震補強工事及び除却工事に要する経費	別に定める基準額以内の額	建築指導課
略	略	略	略	略	略	略

略

別表第2（第3条関係）

区分	補助金等の名称	所管課
略	略	略
<u>17</u>	略	略
<u>18～46</u>	略	略

附 則

（施行期日等）

- この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は

		ため	<u>す住宅を所有し、 又は居住している 者（所有しよう し、又は居住し ようとする者を含む 。）</u>		断法にあっ ては限度額 340千円	
4	木造住宅 耐震補強 工事等事 業補助金	災害時にお ける市民の 安全と安心 を確保する ため	<u>耐震診断による総 合評点が0.7未満 と診断された別に 定める要件を満た す住宅を所有し、 又は居住している 者（所有しよう し、又は居住し ようとする者を含む 。）</u>	耐震補強工事 及び除却工事 に要する経費	別に定める 基準額以内 の額	建築 指導 課
略	略	略	略	略	略	略

略

別表第2（第3条関係）

区分	補助金等の名称	所管課
略	略	略
17	略	略
18	<u>物価高騰対策私立保育所等運営支援給付金</u>	<u>こども育成課</u>
19	<u>私立保育所等給食費支援給付金</u>	<u>こども育成課</u>
20～48	略	略

、公表の日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の別表第1産業振興部の表の規定は、令和7年度分の補助金等から適用する。